第3節 全国技術交流派遣事業

(事業の目的)

第52条 全国技術交流派遣事業(以下「全国交流事業」という。)は、青年農業者組織が本県の 青年農業者等を全国組織等が行う研修会に派遣し、県外青年農業者等との交流を行い、技 術の向上及び経営者としての資質の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第53条 全国交流事業は、県外先進地の青年農業者等との交流をとおして、農業及び農家生活に 関する調査研究を内容とする。

(事業の対象及び要件)

- 第54条 全国交流事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する県段階の集団とする。
 - 2 派遣する研修会等は、全国農業青年クラブ連絡協議会、関東ブロック農村青少年クラブ 連絡協議会等が主催するものとする。
 - 3 助成の対象とする経費は、研修会等の参加に必要な経費(資料代、会場使用料、交通 費、昼食代、宿泊費等)とする。ただし、アルコールの提供を伴う交流会費は対象外とす る。

(事業の実施)

第55条 全国交流事業は、栃木県及び関係機関団体等との協力のもとに実施するものとする。

(申 請)

第56条 全国交流事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施30日前までに、 全国技術交流派遣事業助成申請書(別記様式第1号)を指導機関の意見を付して理事長に 提出するものとする。

(給付)

第57条 理事長は申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金給付決定書(別記様式第2号) をもって申請者に通知するものとする。

- 2 また、助成金給付決定した旨(別記様式第3号)を指導機関に通知するものとする。
- 3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書(別記様式第4号)を理 事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報告)

第 58 条 助成金の給付を受けた集団の長は、事業終了後 30 日以内に全国技術交流派遣事業実績報告書(別記様式第 5 号)を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。